みなみ北海道農業共済組合日高支所中部家畜診療センター	（略）
みなみ北海道農業共済組合日高支所日高東部事業所東部家畜診療センター	（略）
みなみ北海道農業共済組合日高支所家畜高度医療センター	（略）
（略）	（略）

日高地区農業共済組合中部支所中部家畜診療所	（略）
日高地区農業共済組合東部支所東部家畜診療所	（略）
日高地区農業共済組合家畜診療センター	（略）
（略）	（略）

○国土交通省告示第九百号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号の規定に基づき、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を次のように定める。

平成二十九年十月四日

国土交通大臣　石井　啓一

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一　学校等に係る修業期間等

区分	期間	入学資格
（略）	（略）	（略）
二　三級海技士（航海） 第一種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	二年以上	大学等若しくは高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等と認められた者であること。
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五　三級海技士（機関） 第一種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	二年以上	大学等若しくは高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等と認められた者であること。
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一　学校等に係る修業期間等

区分	期間	入学資格
（略）	（略）	（略）
二　三級海技士（航海） 第一種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	二年以上	大学等若しくは高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五　三級海技士（機関） 第一種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）	二年以上	大学等若しくは高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること。
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。